

## 玉名市介護予防・日常生活支援総合事業

## 1 訪問型従前相当サービス(旧介護予防訪問介護サービス)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 事業対象者・要支援1・2	1,176単位	1,176	1月につき
A2	2111 訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39単位	39	1月につき
A2	1211 訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合 事業対象者・要支援1・2	2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211 訪問型独自サービス12日割		日割の場合	77単位	77	1月につき
A2	1321 訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合 事業対象者・要支援2	3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321 訪問型独自サービス13日割		日割の場合	123単位	123	1月につき
A2	2411 訪問型独自サービス21		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位	287	1回につき
A2	2511 訪問型独自サービス22		以上45分未満の場合	179単位	179	
A2	2621 訪問型独自サービス23		以上の場合	220単位	220	
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163	
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合 事業対象者・要支援1・2	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1単位減算	-1	1月につき
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合 事業対象者・要支援1・2	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1単位減算	-1	1月につき
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合 事業対象者・要支援2	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	1単位減算	-1	1月につき
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合 (-) 所用時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二) 所用時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	
A2	D211 訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	(1) 1週に1回程度の場合 事業対象者・要支援1・2	12単位減算	-12	1月につき
A2	D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	1単位減算	-1	1月につき
A2	D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2) 1週に2回程度の場合 事業対象者・要支援1・2	23単位減算	-23	1月につき
A2	D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1単位減算	-1	1月につき
A2	D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合 事業対象者・要支援2	37単位減算	-37	1月につき
A2	D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	1単位減算	-1	1月につき
A2	D216 訪問型独自業務継続計画未策定減算21		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	D217 訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2) 生活援助が中心である場合 (-) 所用時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2	D218 訪問型独自業務継続計画未策定減算23		(二) 所用時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	D219 訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1月につき
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	二 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	木 口腔連携強化加算		50単位加算	50	月1回程度
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	△ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000加算		1月につき
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000加算		
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000加算		
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000加算		